

## 新型コロナウイルスに対する本学の対応方針について（お知らせ）

令和5年4月1日改訂

静岡理科大学

政府は、新型コロナウイルスの感染防止対策の根拠となっていた、感染法上の新型コロナウイルスの位置付けを、本年5月8日から季節性インフルエンザと同様の5類感染症に変更することを表明しています。それに伴い、大学を含む各学校においては、4月1日以降、マスクの着用を推奨するとしていた取扱いを改め、一律にルールとして求めるのではなく、個人の主体的な選択を尊重し、マスクの着脱は個人の判断に委ねることとされました。

こうした状況を踏まえ、本学においては、教育研究活動の実施における新型コロナウイルス対策に関する基本方針を改め、以下のとおりといたします。

なお、本方針は、令和5年4月1日より適用いたします。

### 1. 対応方針

「教育研究活動の維持及び学生の就学機会の確保と新型コロナウイルス感染症への対策の徹底の両立を図る」

### 2. 授業運営の方針

原則、対面授業により授業を実施いたします。なお、必要に応じて一部科目においては、遠隔授業の実施いたします。

ただし、本学周辺地域において感染者が急拡大した場合や緊急事態宣言・まん延防止等重点措置の対象地域となった場合は、必要に応じて遠隔授業への切り替え等必要な措置を講じます。

### 3. 対面授業実施にあたっての対応

(1) 3つの「密」（密閉、密集、密接）を回避に取り組んでいます。

集団感染を防止するため、3つの「密」（換気の悪い密閉空間、多数が集まる密集場所、間近で会話や発声をする密接場面）の回避を心掛け、以下のとおり3つの「密」の環境を作らない対応を図っています。

- ①学生、教職員並びに来学者に対しては、校舎の入り口に消毒液を常備するなど、手指消毒の実施を求めます。
- ②各教室等においては、使用中は可能な限り窓開け換気を行うことを原則としています。また、天候や気温等の状況により常時開放ができない場合も30分に1回、3分程度を目安に換気を実施しています。
- ③学内各施設の清掃作業の定期的な実施と、手摺やドアノブ等の定期的な消毒作業を実施しています。

(2) 体調不良者がキャンパス内に立ち入らないよう取り組みを実施しています。

- ①キャンパス内に体調不良者を入れない取り組みとしては、教職員における体調チェック（自己管理）を継続して実施しています。
- ②学生については、継続して体調確認を行うよう周知しています。また、体調不良時は、無理して登校せず、医療機関を受診するなどの対応を求めます。
- ③体温確認が可能なサーモグラフィーを管理棟、学生ホール及び建築学科棟の入口に計3台を設置し、入館時の体温確認を各自で確認できるよう対応しています。なお、体温に異常がある場合は、本人から事務局に申し出ることにより、状況を確認した上で適切に対応いたします。

#### 4. 感染防止対策におけるマスクの着脱に関する対応について

- ①教育研究活動の実施にあたって、感染症に対する感染防止対策としてのマスクの着脱に関しては、個人の判断に委ねます。ただし、以下に該当する場合は、マスク着用を推奨しております。

##### 【マスクの着用を推奨する場面の例】

- ・咳やくしゃみが出る場合
  - ・通勤通学時に混雑した電車やバスなどの交通機関を利用する場合
  - ・医療機関や高齢者施設等でマスクの着用が推奨されている場合
  - ・基礎疾患があるなど、感染上の不安がある場合
  - ・その他「三密が回避できない場面や状況にある」「同室内に基礎疾患がある者がいる」など学生等の他者の感染上の不安に配慮する必要がある場合
- ②マスク着用の有無により差別や区別・偏見を生じさせないよう留意いたします。
  - ③教職員等は、室内に基礎疾患がある者など感染上の不安がある者がいる場合などは、同室内の他者にマスクの着用を求めることができるものとしております。ただし、マスクの着用を他者に強いることにならないように留意いたします。

#### 5. 学生に対する要請事項

##### (1) 体調管理について

- ①新型コロナウイルスの感染を予防するため、免疫力を維持するため、規則正しい生活を送るように心掛けるとともに、睡眠時間の確保や栄養をしっかりと摂ることを意識し、免疫力アップに心がけてください。
- ②万が一感染や感染が疑われる状況となることに備えるため、日頃から行動履歴を記録しておくなどの対応をしてください。
- ③毎朝、検温を行うとともに、発熱等の風邪の症状がみられる場合には、外出を控えて自宅で休養するなど適切に対応してください。

## (2) 感染予防の徹底について

- ①石けんによる手洗いや手指消毒用アルコールによる消毒などを実践してください。特に公共施設や公共交通機関など不特定多数の方が使用する施設では、不必要に手摺やドアノブに触れないよう注意してください。また、触れた場合には、手洗いやアルコール消毒をするまで、触れた手で顔（特に目、鼻、口）を触らないでください。
- ②できる限り混雑した場所を避けてください。特に屋内でお互いの距離が十分に確保できない状況で一定時間を過ごすときは注意して下さい。
- ③「咳エチケット」（感染症を他者に感染させないために、咳・くしゃみをする際、マスクやティッシュ・ハンカチ、袖、肘の内側などを使って、口や鼻をおさえること）を実践してください。

## (3) 新型コロナウイルス感染症に感染または濃厚接触者に認定された場合

- ①学生、教職員が医師に新型コロナウイルスに感染したと診断された場合は、原則 7 日間の自宅待機といたします。
- ②学生、教職員が医師等により濃厚接触者に認定された場合は、原則 5 日間の自宅待機といたします。

## (4) 研究活動について

各自の指導教員の指示に従って、感染防止対策を徹底した上で実施してください。

## 6. 教職員の勤務体制について

学内におけるクラスター発生を予防するため、必要に応じて一部の教職員において、在宅勤務（テレワーク）を実施することがあります。

## 7. 本学に来学される皆様への対応について

新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から、体調不良時においては、本学にお越しいただくことはご遠慮ください。また、本学にお越しになる際は、手指消毒の徹底していただき、必要に応じてマスクを着用するなど、感染防止対策へのご協力をお願いいたします。

新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、ご不便をおかけすることもあるかと思いますが、ご協力をお願いいたします。

以 上